

こども計画について

1 こども計画に係る経過と方向性について

(1) 国の動き

今年4月にこども家庭庁が発足し、こども基本法が施行されました。国はこれまで別々に定められていたこども施策に関連する各種大綱を「こども大綱」(年内策定予定)に一元化し、今後は当該大綱に基づいて、“これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進める”ことを目指しています。

また、各市町村に対しては、こども大綱を勘案したうえで「市町村こども計画」を策定することを求めています。(努力義務)

(2) 富士見市の方向性

国の動向を踏まえ、また、本市のこども施策推進のため、これまで各部署で取り組んでいるこどもに関する各種取り組みを集約し、こども施策の総合計画となる「富士見市こども計画」を策定します。

2 計画概要(別紙参照)

3 こども計画とすることの効果

- ・本市が取り組んでいる様々なこども施策を集約するとともに、部局を超えて横串が通った計画を策定することができます。
- ・本市の子ども施策を整理した“わかりやすい”計画となり、こどもを持つ市民の利便性を高めることができます。

※今後発出される国のこども大綱の内容を確認しながらの策定作業となります。

4 スケジュール

令和5年度

- 10月 保育等に係るニーズ調査
- 12月 こども大綱発出予定
- 1月 こども大綱を踏まえた調査
- 3月 調査報告書作成

令和6年度

- 4月 計画書案の検討
- 11月 パブリックコメント
- 3月 計画書の作成

※随時、審議会においてご審議いただくことを予定しています。ご協力をお願いいたします。